

伊豆の国市幼稚園等遠距離通園費助成要綱

制定 令和6年7月8日告示第123号

(目的)

第1条 この要綱は、遠距離通園する園児等の保護者に対し、遠距離通園費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園等 幼稚園、保育所、認定こども園及び認可外保育施設をいう。
- (2) 遠距離通園 園児等が現に居住する市内の住所（以下「居住地」という。）から最寄りの幼稚園又は認定こども園（以下「基準園」という。）までの距離（一般に利用し得る最短の経路の長さをいう。以下同じ。）が、片道3キロメートル以上となる幼稚園等又は基準園より近い幼稚園等に通園する場合においては居住地から通園幼稚園等までの距離が片道3キロメートル以上となる幼稚園等に、保護者の自家用自動車により通園することをいう。
- (3) 遠距離通園費 遠距離通園に要する車賃に相当する経費をいう。
- (4) 園児等 助成の申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日において、3歳、4歳又は5歳である子どもであって、幼稚園等に通園するものをいう。ただし、認可外保育施設に通う園児等は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定（以下「施設等利用給付認定」という。）を受けているもののうち認可外保育施設に1月当たり15日以上通園している子どもに限る。
- (5) 保護者 園児等と同一世帯又は同一の住所に居住する者をいう。
- (6) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の幼稚園をいう。
- (7) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所であって、同法第35条第4項の認可を受けて設置された市内の施設をいう。
- (8) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する市内の施設をいう。
- (9) 認可外保育施設 次の各号のいずれにも該当する市内の施設をいう。

ア 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行っている認可外保育施設（事業所内保育施設及び院内保育施設は除く。）であること。

イ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙認可外保育施設指導監督基準におおむね適合する施設であること。

（助成対象者）

第3条 助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、遠距離通園する園児等の保護者であって、市内に住所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている者
- (2) 伊豆の国市児童生徒の就学援助に関する規則（平成19年伊豆の国市規則第9号）第4条第1項第5号に規定する通学費の支給を受けている者
- (3) 伊豆の国市特別支援学級児童生徒就学奨励費支給要綱（平成22年伊豆の国市告示第44号）第4条第5号に規定する通学費の支給を受けている者
- (4) 伊豆の国市小・中学校遠距離通学費補助金交付要綱（平成26年伊豆の国市告示第31号）第4条に規定する自家用自動車を利用する通学にかかる補助金を受けている者

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費は、遠距離通園費のうち居住地から基準園（基準園より近い幼稚園等に通園する場合にあっては居住地から通園幼稚園等）までの片道の距離が3キロメートルを超えた区間（以下「対象区間」という。）における往復分の車賃に相当する経費とする。

（助成の額）

第5条 助成の額は、対象区間の距離を2倍した距離（キロメートル未満の端数は切り捨てとする。）に、伊豆の国市職員の旅費に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第34号）第16条第1項に定める車賃の額を乗じて得た額を日額とし、次に掲げる日数を乗じて得た額とする。

- (1) 園児等が実際に通園した日数
- (2) 伊豆の国市立幼稚園及び認定こども園預かり保育条例（令和元年伊豆の国市条例第31号）第2条第2号の規定により長期休業期間に預かり保育を利用した

日において施設等利用給付認定を受けている日数

- (3) 民間の認定こども園が定める長期休業期間に預かり保育を利用した日において施設等利用給付認定を受けている日数

2 同一世帯に複数の園児等がいる場合は、対象となる日数が最も多かった園児等における申請をこの要綱の助成対象とし、同一保護者に対して重ねての助成は行わないものとする。

(助成金の申請等)

第6条 対象者は、助成金を受けようとするときは様式第1号による伊豆の国市幼稚園等遠距離通園費助成交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、4月から9月までの分においては10月末日までに、10月から3月までの分においては4月10日までに提出しなければならない。

- (1) 居住地から基準園までの経路図（基準園より近い幼稚園等に通園する場合にあっては居住地から通園幼稚園等までの経路図）
(2) 通園証明書（様式第2号）
(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支給)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により助成金の支給が適当であると認めたときは、当該助成金を支給するものとする。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けたと認めるときは、支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は公示の日から施行し、令和6年度分の助成金から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

伊豆の国市幼稚園等遠距離通園費助成交付申請書兼請求書
(表)

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

申請者 氏 名 印

電話番号

年度において、伊豆の国市幼稚園等遠距離通園費助成を受けたいので、次の
とおり申請し、及び請求します。

1 対象の園児等（複数の園児が対象の場合は、最も通園日数が多い園児）

園児等の氏名	
園児等の住所 (申請者と異なる場合)	
通園幼稚園等	クラス年齢 歳児
基準園※	

※基準園…住居から最寄りの幼稚園又は認定こども園

2 申請（請求）金額等

居住地から基準園までの片道の距離 (基準園より近い幼稚園等に通園する場合にあつては居住地から通園幼稚園等までの片道の距離)	A km (小数点第 1 位まで記入)
対象区間における距離 (A - 3 km)	B km
対象区間往復分の距離 (B × 2)	C km (km 未満の端数切捨て)
日額 (C × 37円※ ¹)	D 円
通園日数※ ² (月 から 月 まで)	E 日
申請（請求）金額 (D × E)	円

※¹ 伊豆の国市職員の旅費に関する条例第16条第 1 項に定める車賃の額
※² 長期休業期間中の預かり保育については施設等利用給付認定を受けている日数のみ

(裏)

3 同一世帯の小・中学校の児童等

学校名	学年	組	児童等の氏名	自家用自動車を利用した遠距離通学費補助金の受給の有無
	年	組		
	年	組		
	年	組		

4 振込先口座（いずれかに✓を入れてください。）

☐ 前回の振込先口座と同じ

☐ 新規又は前回から変更（必要事項を記入してください。）

金融機関名	銀行・農協		支店・営業部							
	金庫・組合		店・出張所							
口座種別	1 普通	2 当座	口座番号							
フリガナ										
口座名義										

添付書類

☐ 居住地から基準園までの経路図（基準園より近い幼稚園等に通園する場合にあつては居住地から通園幼稚園等までの経路図）

☐ 通園証明書（様式第2号）

☐ その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市幼稚園等遠距離通園費助成
通園証明書

1 園児等

通園幼稚園等	クラス 年齢	園児等の 氏名	園児等の 住所
	歳児		

2 通園日数・長期休業期間中の預かり保育の利用日数※

	月	月	月	月	月	月	合計
日数	日	日	日	日	日	日	日

※長期休業期間中の預かり保育については施設等利用給付認定を受けている日数のみ

上記のとおり園児等が通園したことを証明します。

年 月 日

【証明者】

所在地

名 称

代表者

印